政　令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年八月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百四十九号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十一条第二項及び第二十一条の二第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）、同法第四十三条第一項、同法第四十五条の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）において準用する同法第十九条第十四号、同法第四十五条の二第九項において準用する同法第三十六条並びに同法第四十七条並びに戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第四条の規定に基づき、この政令を制定する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十五条」を「第四十七条」に改める。

第二十六条第三項中「に対し、同項」を「法第九条第三項の法務大臣である情報提供者を除く。次条第一項において同じ。）に対し、前項」に改める。

第二十七条の三を第二十七条の五とし、第二十七条の二を第二十七条の四とし、第二十七条の次に次の見出し及び二条を加える。

（法第九条第三項の法務大臣である情報提供者による情報提供用個人識別符号の取得の特例）

第二十七条の二　情報提供者（法第九条第三項の法務大臣である情報提供者に限る。以下この条及び次条において同じ。）は、法第二十一条の二第二項の規定により情報提供用個人識別符号を取得しようとするときは、当該情報提供用個人識別符号により識別しようとする特定の個人の本籍地の市町村長に対し、当該取得に係る取得番号並びに当該特定の個人に係る戸籍の表示並びに戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十三条第一号、第二号及び第四号（実父母との続柄に係る部分に限る。以下この項及び次条第二項において同じ。）に掲げる事項を通知するものとする。ただし、当該個人が養子であるときは、同号に掲げる事項については、これに代えて、同法第十三条第五号（養親との続柄に係る部分に限る。次条第二項ただし書において同じ。）に掲げる事項を通知するものとする。

2　前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、情報提供者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。

3　市町村長は、情報提供者から第一項の規定による通知を受けたときは、機構に対し、同項の取得番号並びに同項の特定の個人に係る戸籍の附票に記載された住民基本台帳法第十七条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事項を通知するものとする。ただし、当該個人が非居住者（いずれの市町村においても住民基本台帳に記録されていない者をいう。次条第二項において同じ。）であるときは、この限りでない。

4　前項本文の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。

5　前条第三項から第六項までの規定は、機構が第三項本文の規定による通知を受けたときについて準用する。この場合において、同条第三項中「情報照会者等」とあるのは「市町村長」と、「第一項」とあるのは「次条第三項本文」と、「同項」とあるのは「、同条第一項」と、同条第五項中「同項の情報照会者等に対し、第一項」とあるのは「次条第三項の情報提供者に対し、同条第一項」と、同項第三号中「情報照会者等」とあるのは「情報提供者」と、同項第四号中「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

第二十七条の三　前条第三項ただし書に規定する場合においては、市町村長は、情報提供者に対し、その旨及び同条第一項の取得番号を通知するものとする。

2　市町村長は、その市町村の区域内に本籍を有する非居住者がいずれかの市町村の住民基本台帳に記録されたことを知ったときは、情報提供者に対し、その旨並びに当該記録に係る者に係る戸籍の表示並びに戸籍法第十三条第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を通知するものとする。ただし、当該記録に係る者が養子であるときは、同号に掲げる事項については、これに代えて、同条第五号に掲げる事項を通知するものとする。

3　前二項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて情報提供者の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。

第二十九条の二中「第二十七条の二」を「第二十七条の四」に、「第二十七条の三」を「第二十七条の五」に改める。

第四十三条第一項中「並びに」を「、第二十一条の二第二項及び第三項並びに」に改める。

第四十四条第一項中「第九条及び」を「第九条、第二十七条の二第一項、第二項及び第四項、同条第五項において読み替えて準用する第二十七条第三項、第二十七条の三第一項及び第三項並びに」に改め、同条第二項の表第十三条第二項の項を次のように改める。

第十三条第二項	住所地市町村長	住所地市長
	当該市町村	住所地区長を経由して当該区（総合区を含む。以下同じ。）

第四十四条第二項の表第十四条第三号の項中「含む」の下に「。第二十七条の二第三項ただし書及び第二十七条の三第二項において同じ」を加え、同表第十五条第三項の項中「含む」の下に「。第二十七条の二第三項及び第二十七条の三第二項において同じ」を加え、同表第十六条の項の次に次のように加える。

第二十七条の二第三項	市町村長	区長
	事項を	事項を、当該区の属する市の市長を経由して
第二十七条の三第二項	市町村長	区長
	その市町村	その区

第四十五条を第四十七条とし、第四十四条の次に次の二条を加える。

（公益上の必要がある場合に関する規定の準用）

第四十五条　第二十五条の規定は、法第四十五条の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）において準用する法第十九条第十四号の政令で定める公益上の必要があるときについて準用する。